

令和五年第八回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年五月十二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第八回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第七回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案五件と事務局からの報告が二件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第四までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

瀬田小学校改築工事請負契約）

日程第二 議案第三十九号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

瀬田小学校改築電気設備工事請負契約）

日程第三 議案第四十号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

瀬田小学校改築空気調和設備工事請負契約）

日程第四 議案第四十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

瀬田小学校改築給排水衛生設備工事請負契約）

○渡部教育長 議案第三十八号から議案第四十一号の四件につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第三十八号から議案第四十一号の四件につきまして、一括して御説明申し上げます。

本四件は、世田谷区立瀬田小学校改築工事請負契約に基づくものです。四件とも予定価格が一億八千万円以上の契約となることから、区議会の議決案件となります。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長より意見を求められましたので、御審議願うものでございます。なお、今回の工事請負契約は令和五年四月六日に一般競争入札を行ったものです。

まず、議案第三十八号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校改築工事請負契約）について御説明いたします。

資料右上に記載の資料番号4を御覧ください。記書きの3、契約金額は三十六億一千六百万円、契約の相手方は白井・東光・高野建設共同企業体でございます。

工期は、契約の日から令和八年二月二十七日までです。

参考といたしましたして、次のページ以降に、入札経過調書、建築物概要表、配置図ほか各種図面を添付してございます。後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、議案第三十九号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料番号4を御覧ください。記書きの3、契約金額は四億八千九百九十四万円でございます。契約の相手方は、米沢・吉野建設共同企業体でございます。

なお、議案第三十九号から議案第四十一号につきましては、工期のほか、工事概要、図面は、先ほどの議案第三十八号に添付したものと様となりますので、こちらでは添付してございません。

続きまして、議案第四十号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校改築空調設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料番号4を御覧ください。記書きの3、契約金額は四億三千五百六十万円

でございます。契約の相手方は、大橋・田中建設共同企業体でございます。

最後になります。議案第四十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料番号4を御覧ください。記書きの3、契約金額は三億二千四百六十三万二千円でございます。契約の相手方は、福吉・猿渡建設共同企業体でございます。

四件につきまして、御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、本四件に関して、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本四件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第三十八号から議案第四十一号までの四件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第四十二号 令和六年度使用の世田谷区立小学校教科用図書

の採択の基本方針

○渡部教育長 議案第四十二号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、私からは、議案第四十二号、令和六年度使用の世田谷区立小学校教科用図書の採択の基本方針につきまして御説明いたします。

教科書につきましては、文部科学省がおおむね四年ごとに検定を行っており、検定の翌年に採択を行うこととなっております。昨年度に小学校教科書の検定が行われたため、今年度は小学校の教科書採択をいたします。

本件につきましては、令和六年度使用の小学校の教科書を採択するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに教科書の発行に関する臨時措置法の規定等に基づきまして、令和六年度使用の世田谷区立小学校教科用図書の採択を適正かつ公正に行うための基本方針を定める必要があるため、提案するものでございます。

採択の基本方針について御説明いたします。次のページの右肩ページ番号2を御覧ください。2、採択の方針として三点挙げております。一つ目といたしまして、学習指導要領及び世田谷区教育要領を踏まえて、各教科等の目標、内容に即し、幼児教育及び中学校との連携を踏まえた世田谷区の教育にふさわしい教科書を採択すること、二つ目として、教科書の採択に当たったの観点として、右肩五ページから一九ページの令和六年度使用小学校教科用図書調査研究基準に基づいて行うこと、三つ目として、文部科学省初等中等教育局長通知等に留意して事務処理を行うことでございます。

次に、3、教科書採択の公正確保について御説明いたします。まず、一つ目として、教科書採択に係る調査員等に関わり、特定の教科書発行者との関係を

有する者を選任しないこととします。二つ目としましては、教科書採択の審議に当たっては、教科書検討委員会等の報告を受けて実施いたします。三つ目として、区教育委員会が行う教科書採択の審議は、世田谷区教育委員会傍聴規則にのっとり行います。

次に、教科書検討委員会等の設置について御説明いたします。4の(1)、(2)で示すとおり、教科書検討委員会及び教科書調査研究委員会を設置いたします。なお、(3)で示すとおり、会議及び資料については非公開として実施いたします。

5、採択に関する情報の公表についてです。採択に関する情報の公表につきましては、採択後において、採択結果や採択時の教育委員会の会議の会議録及びその資料を公表することとしております。

今後の予定につきましては、6に示すとおりでございます。これから六月下旬までかけて調査研究委員会と検討委員会により教科書の調査を行います。その後、七月十一日に教育委員の皆様には調査結果を御報告いたします。その後、七月二十四日、二十五日の二日間で採択教科書の決定をしていただく予定としております。

採択の全体の流れとしまして、右肩四ページの資料を御参照ください。文部科学大臣の通知に基づきまして、このような流れで採択をすることとなっております。

また、右肩二〇ページ以降にあります文部科学省などからの通知を参考に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、本件を御了承いただきましたら、この内容を反映させまして採択要綱を事務局において決定し、採択事務を行ってまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 採択の基本方針は、私は全く異議がなくて、問題はありませんが、一つ、留意事項として、やはりデジタル教材の利用が急激に普及をしてきたのだと思っています。今までの教科書採択では、どちらかというと副教材的なもの、資料的なものとしてデジタル教材を扱っていたのですが、多分、学習指導要領も変わって、教師が生徒に投げかけた問いに対して、どうやって生徒がその正解にたどり着くかということを学んでいくというよりも、生徒自身が問いを発して問題意識を持って、正解のないものに対して自分たちの学びを深めていくという方向に大きく変わっていった。そうなると、デジタル教材の重みというのがおのずと変わってくるし、また、授業の中での取扱いもおのずと変わってくるのだと思っています。

ぜひ各調査委員会や検討委員会で、デジタル教材がどういうふうに使えるのか、あるいはどういうふうにそれを評価するのか、その辺も含めて、確かに教科書本文だけではなくて、そのQRコードから引っ張っていく、それぞれの教材に対しての今以上のきめ細かい評価、検討をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○山本教育指導課長 デジタル教材については、各教科書にQRコード等がついておりまして、教員がそこをタブレットで読み取ってその先に行くこともできますので、調査検討委員会の方に、そのところも含めて研究するようにしてまいります。

○澁澤委員 前回もそういう形で検討されたと思うのです。それは、あくまでも教科書というものがあって、その中をより理解を深めるためにそこからデジタル教材に飛んでいったという感覚でそれぞれの教科書进行评估していたのですが、ひよっとするとその主従が逆転するというか、デジタル教材のほうから

入って、そして、その中からいろいろな探究的な学びを繰り広げていきながら、子どもたちが教科書を一つの手本としながら、自分たちの考えをまとめていくという教育に変わっていく可能性のほうが多分大きいと思うのです。やはりそれだけデジタル教材の比重が前回の教科書選定と大きく変わってくる時期だと思っていますので、その辺も含めて、現場の先生方がどうお考えになっっているか、あるいは教育の専門家の方々がどうお考えになっっているかということをお聞きしたいです。

○山本教育指導課長 そのことを踏まえて研究してまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、議案第四十二号につきまして採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年度教科書展示会の開催について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 令和五年度教科書展示会の開催について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず、1、目的といたしまして、来年度から区立小学校で使用する教科書を採択するに当たり、教科書を閲覧していただく展示会を開催するものでございます。

次に、2、展示期間・会場等につきましては、展示期間は六月二日金曜日から六月二十九日木曜日までのおよそ一か月間の午前九時から午後五時まででございます。水曜、金曜は午後六時三十分まで時間を延長いたしまして、教員や保護者、区民などの閲覧者への便宜を図るようしております。

次に、展示会の種別について御説明いたします。教科書展示会は、①の国が定めた法定展示会と、②の教科書の採択替えの年度のみ東京都教育委員会として実施する特別展示会がございます。この二つについては、同じ教育総合センター内の会場で、②と①の順番で続けて実施いたします。これに加えて、③の世田谷区教育委員会として実施する展示会についても、教科書の採択替えの年度のみ行っております。

展示会場は、尾山台図書館、砧図書館、代田、烏山の区民センターの四か所でございます。

なお、休館日は、(3)の表に記載のとおりでございます。

3の展示内容ですが、今年度、採択替えのある小学校の教科書については、いずれの会場でも全教科の全ての発行者のものを閲覧できます。中学校と高校の教科書については、教育総合センター内にある教科書センターのみ展示となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)争訟事件の発生について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 私からは、争訟事件の発生について御報告いたします。資料を御覧ください。本案件ですが、三月二十四日に世田谷区を被告とした損害賠償請求事件に関する訴状が届きました。原告は、現在、区立小学校で時間講師をしている、当時は区立小学校の教諭でございます。

請求の趣旨につきましては、4に記載のとおりです。

原告の主張ですが、5に記載のとおりです。平成三十一年四月八日に、当時在籍していた世田谷区立小学校において勤務中に階段で転倒し、右橈骨遠位端を骨折されました。その際に、治療や勤務に当たったの校長の言動及び対応により治療が遅れたことから後遺障害が発生し、再任用職員としての勤務を断念したことによる逸失利益の慰謝料等について、学校設置者である世田谷区に対して支払いを求めるものであります。

6、今後の対応ですが、特別区人事・厚生事務組合法務部と協議し、対応を進めてまいります。

なお、第一回の口頭弁論が四月二十八日金曜日に行われましたことを併せて御報告いたします。

私からは以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(3)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は五月二十四水曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第八回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十九分閉会